

内閣参質二一〇第七号

令和四年十月十四日

内閣總理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員浜田聰君提出国葬儀における選曲に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聰君提出国葬儀における選曲に関する質問に対する答弁書

一について

故安倍晋三國葬儀において演奏した楽曲については、広く国民に親しまれている楽曲や、演奏を行う自衛隊の音楽隊が過去に式典等において演奏した実績のある楽曲等を参考に、御指摘の「アメイジンググレイス」を含む二十七曲を選定したものである。

二について

故安倍晋三國葬儀は、無宗教形式で行うこととしたものであるため、その実施に当たり、政府として、お尋ねの「安倍元総理の宗派」は把握していない。

三について

故安倍晋三國葬儀において演奏した楽曲については、御指摘の「アメイジンググレイス」を含め幅広く二十七曲を選定したものであり、また、「アメイジンググレイス」が広く国民に親しまれている楽曲であること等から、宗教との関わり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものではなく、「政教分離原則（日本国憲法第二十条第一項後段、同条第三項、第八十九条）に違反する

「との御指摘は当たらないと考えている。